

平成24年度 公益財団法人船橋市中小企業勤労者
福祉サービスセンター事業計画書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

I. 法人の全体的事項

当法人は、船橋市内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、市が平成4年に財団法人として設立しましたが、公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日に公益財団法人に移行しました。

平成24年度は、公益財団法人として2年目となりますが、公益法人への移行の趣旨を踏まえ、当法人の基幹事業である中小企業勤労者等のための福利厚生事業、特定退職金共済事業及び市の指定管理者としての勤労市民センター管理運営事業を通じ、各種事業の実施に当たっては受益の効果が広い範囲に及ぶよう一層努力してまいります。

また、福利厚生事業については、事業目的を同じくする近隣の（財）千葉市産業振興財団勤労者福祉サービスセンター及び（社）野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターとの連携を深め、スケールメリットを活かした事業を推進するなど、事業の充実と効果的な運営を推進してまいります。

II. 事業活動方針

1. 中小企業勤労者福利厚生事業

企業における福利厚生事業は、経済の低迷が長期化する中で、縮小、後退が顕著となっていることに加えて、東日本大震災や原発事故等の影響もあって、更に深刻化することが懸念されています。

このような実態を踏まえ、中小企業の事業主に代わって福利厚生サービスを提供する当法人としては、中小企業勤労者等の生活安定に資するため、以下の事業を実施してまいります。

| 事業名 | 実施事業の内容 |
|-----------|---|
| 1. 生活安定事業 | (1)生活安定事業 ①物資割引購入事業 ②融資あっ旋等事業 ・生活資金融資あっ旋及び利子助成等 ・育児休業期間並びに家族介護休業期間生活資金融資あっ旋及び利子助成等 ③老後生活安定事業(生涯生活設計の相談、講座の開催等) ④財産形成事業(貯蓄や住宅取得などの財産形成計画の相談及び講座の開催等) |
| 10,748 千円 | (2)労働時間短縮促進相談事業 (労働時間短縮に係る改善計画や実施の指導及び相談等) |

| | |
|---|---|
| <p>2. 健康維持 増進事業</p> <p>5,587 千円</p> | <p>(1) スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業 (スポーツ施設や健康施設等の割引 あっ旋及び利用助成等)</p> <p>(2) レクリエーション・健康事業 (健康ウォーキング、ハイキング、ボウリング大会 登山教室等)</p> <p>(3) 健康診断等助成事業 (健康診断、人間ドックの利用助成)</p> <p>(4) 健康講座開催事業</p> <p>(5) 情報・資料の提供 (健康カレンダーの作成・配布)</p> |
| <p>3. 自己啓発 余暇活動 事業</p> <p>22,118 千円</p> | <p>(1) 生涯学習等助成事業 (各種講座助成)</p> <p>(2) 割引提携事業 (ホテルチェーン、旅行会社代理店、レジャー施設、映画館等)</p> <p>(3) 施設利用助成事業 (宿泊施設、旅行会社代理店推奨旅行等)</p> <p>(4) サークル活動助成</p> <p>(5) 余暇活動事業</p> |
| <p>4. 情報提供 事業</p> <p>7,081 千円</p> | <p>(1) 情報誌発行事業</p> <p>①ガイドブックの発行 (2年に1回)</p> <p>②情報誌発行 (FCSニュース、年6回)</p> <p>③パンフレットの発行 (会員加入促進パンフレット等)</p> <p>(2) ホームページ運営事業</p> |
| <p>5. 共済給付 事業</p> <p>15,056 千円</p> | <p>(1) 死亡弔慰金</p> <p>(2) 重度障害・障害見舞金</p> <p>(3) 傷病見舞金</p> <p>(4) 出産、入学祝金</p> <p>(5) 勤続祝金</p> <p>(6) 結婚祝金</p> <p>(7) 住宅災害見舞金</p> <p>(8) その他祝金</p> |

※事業費は、人件費を除いた費用です。

次に、会員の拡大強化についてであります。会員制度は、安定的な事業運営や助成事業などの財源の確保をする必要から設けておりますが、公益法人への移行を踏まえて従来からの事業所単位の会員に加え、市内在住・在勤の中小企業に勤務する個人に対しても入会資格を認めており、ホームページでの紹介、加入促進員や職員による市内事業所を直接訪問することをはじめ、市の広報や商工会議所、法人会とも連携を図りながら、なお一層の会員拡大に努めてまいります。

また、各種サービスの対象者は、従来会員とその家族に限定しておりましたが、より公益性を高めるため、慶弔給付事業や会費、基本財産の運用益及び補助金などを投入しない事業については、会員以外の勤労者に対しても積極的にサービスを提供してまいります。

さらに、会員以外の勤労者等にも情報提供することから、より親しみやすい「FCSニュース」の内容の充実に努めてまいります。

2. 特定退職金共済事業

中小企業が単独では退職金制度をもつことが困難な事業所に対し、当法人が実施している本事業により退職金制度を確立し、従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の増進を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的として実施するものであります。

また、当法人の特定退職金制度は、加入対象事業所、対象年齢、掛金の設定、給付一時金等の制度設計において、特に中小零細事業所や短期雇用者等が加入しやすい制度としております。

従って、制度設計の利点を活かし、退職金制度の普及促進を図ることにより、本事業を媒介としてその効果が地域社会の健全な発展につながるよう加入拡大に一層努力してまいります。

3. 勤労市民センター管理運営事業

指定管理者として長年培ってきた経験と実績を活かし、また施設利用者との信頼関係を活かして、特に次の事項に重点を置きながら、指定管理者として適正かつ効率的な運営に努力してまいります。

また、平成23年6月から施設の利用予約方法を従来からの先着順方式からインターネット等を活用した予約システムに変更しましたが、利用者の反応も上々でありますので、さらなる制度の周知と利用率の向上に努力してまいります。

- ①事務の合理化(経費削減、サービスの向上)
- ②施設管理の合理化(経費の削減)
- ③施設利用者に対する付加サービスの向上(サービスの向上)
- ④施設利用者の手続きの簡素化
- ⑤利用者の増加(利用料収入の増加)
- ⑥利用者のニーズの把握に努め、事業に反映
- ⑦施設の設置目的を具現化するため、効果的な自主事業の企画・開催
- ⑧施設の設置者である船橋市や地域住民等との連携の強化
- ⑨非常災害時における避難場所としての提供や地域住民との連携

Ⅲ. 事業内容

1. 生活安定事業

(1)生活安定事業

① 物資割引購入事業

良質な商品を割引価格であつ旋する。

② 融資あつ旋等事業

a 生活資金融資あつ旋及び利子助成等

教育、罹災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な

融資をあっ旋する。

また、返済利子及び信用保証料の一部を助成する。

- ・ 融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・ 融資の対象者 勤続1年以上・入会6ヶ月以上経過者
- ・ 融資利率（信用保証料含む） 3.0%（年率）
- ・ 償還期間 60ヶ月以内（元利均等割賦償還）
- ・ 利子補給 1.0%以内（年率）

b 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あっ旋及び利子助成等

「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、満1歳に達するまで、養育のため休業する会員、または家族介護を要する会員が介護のため休業する場合、生活資金として低利な融資をあっ旋する。

また、返済利子及び信用保証料の一部を助成する。

- ・ 融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・ 融資の対象者 育児休業者または家族介護休業者
- ・ 融資利率（信用保証料を含む） 2.7%（年率）
- ・ 償還期間 60ヶ月以内（元利均等割賦償還）
- ・ 利子補給 0.9%以内（年率）

③ 老後生活安定事業

老後の生活設計に必要な知識や情報の提供を行うため、セミナーを開催する。また、生涯生活設計について専門家による相談を行う。

④ 財産形成事業

会員のライフサイクルに対応した財産形成に寄与するため、専門家による相談を行う。

(2) 労働時間短縮促進相談事業

- ・ 労働時間の短縮を図るために情報提供や啓発活動を実施する。
- ・ 相談・指導相談員を配置し、相談及び指導を行う。

2. 健康維持増進事業

① スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業

a フィールド・アスレチック

b 入浴施設等

② レクリエーション、健康事業

登山教室（千葉市・野田市勤労者SC共催予定）、健康ウォーキング、ゴルフ大会、ボウリング大会等

③ 健康診断等助成事業

会員の健康及び活力の維持増進のための助成事業や啓発事業等を実施する。

a 人間ドック受診者への助成（35歳以上を対象）

- ・ 助成額 泊 7,000円

日帰り 5, 000円

b 生活習慣病予防健診者（政府管掌健康保険）への助成

- ・助成額・一般健診 3, 000円（35歳以上を対象）
- ・一般健診＋附加健診 4, 000円（40歳及び50歳のみ対象）

c 定期健康診断を実施した事業所への助成

- ・助成額 年1回 1人500円

④ 健康講座の開催

高齢社会に対応し、生活習慣病予防の予備知識を提供し、健康の維持管理に関する啓発を図る。

- ・実施予定時期 10月、2月
- ・場所 勤労市民センター
- ・講師 医師、保健師、栄養士

⑤ 情報・資料の提供

会員及びその家族が、健康で明るい家庭生活を送れるよう、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

- ・健康カレンダーの作成・配布 3, 400部

3. 自己啓発・余暇活動事業

① 生涯学習等助成事業

生涯学習等自己啓発のため、サービスセンターが指定する各種講座を受講した会員に対し、受講費用の一部を助成する。

- ・助成額 1回 2, 000円 1人年2回

② 割引提携事業(ホテルチェーン、旅行会社代理店、レジャー施設、映画館等)

会員及びその家族が低料金でホテル、旅館、ペンション等の利用ができるよう利用料の一部補助及びあつ旋を行う。

また、会員カード（FCSカード）提示により、提携した旅行社、レクリエーション施設、書店等の割引事業を実施する。

③ 施設利用助成事業(宿泊施設、旅行会社代理店推奨旅行等)

- a 特定保養所 夏・冬季
- b 指定保養所
- c 海外推奨旅行 年1回
- d 東京ディズニーリゾート特別利用券 年間1人2枚

④ サークル活動助成

会員・会員外相互の余暇を利用したサークル活動に対し、活動費の一部を助成する。

- ・助成額 1団体 25, 000円（限度額）

⑤ 割引あつ旋事業

- a 観劇・スポーツ観戦
- b 映画等入場券
- c グルメチケット

⑥ 自主企画事業

余暇時間を有意義に過ごせるよう、各種イベントを行い多様化する会員のニーズに応じた事業を行う。

- a 旅行 ・ 国内宿泊旅行 年 1 回
- b レジャー ・ 会員の集い 年 1 回
- ・ 独身者交流会 年 1 回

(千葉県勤労者 S C 共催予定)

c 文化・その他の事業

- ・ 各種教室 年 3 回
- ・ 家族映画会等 年 2 回
- ・ グルメ&テーブルマナー
- ・ 花火大会観覧 年 1 回

4. 情報提供事業

各種事業内容、割引協定施設及び手続き方法を網羅したガイドブックを発行するとともに、定期的に各種情報を提供するためのニュースを発行する。

① ガイドブック及びニュースの発行

- ・ 発行回数 ガイドブック 2年に1回
- ・ F C S ニュース 年 7 回

② ホームページを活用した情報提供の拡充

③ 会員加入の推進

市の広報、商工会議所会報(シェイクハンド)、船橋法人会報等に会員募集広告を掲出し、会員の加入を促進する。

④ 会員加入推進員の委嘱

加入者の増加と当法人の P R を図るため、「F C S さわやか大使」として委嘱し、会員加入拡大を図る。

⑤ 会員の要望等を把握するためアンケートの実施

5. 共済給付事業

会員を対象として、不時の場合を重視した共済給付事業を実施する。

| 共 済 事 由 | | 給 付 額 | |
|-----------------------|--------|--------------|----------|
| 死 亡 弔 慰 金 | 本 人 | 死亡(65歳未満) | 100,000円 |
| | | 死亡(65歳以上) | 50,000円 |
| | | 不慮の事故(上記に加算) | 50,000円 |
| | | 交通事故(上記に加算) | 100,000円 |
| | 配偶者 | | 20,000円 |
| | 子 | | 10,000円 |
| | 親 | | 5,000円 |

| | | | | |
|------------------------------------|----------------------|-------|----------------|--------------------------------|
| 重度障害・ 障害見舞金 | 不慮の事故 | | 1 級 ~ 1 4 級 | 2, 0 0 0 円 ~ 5 0, 0 0 0 円 |
| | 交通事故(上記に加算) | | 1 級 ~ 1 4 級 | 4, 0 0 0 円 ~ 1 0 0, 0 0 0 円 |
| 傷 病 見 舞 金 | 休業 1 4 日以上 3 0 日未満 | | | 1 0, 0 0 0 円 |
| | 休業 3 0 日以上 6 0 日未満 | | | 1 5, 0 0 0 円 |
| | 休業 6 0 日以上 9 0 日未満 | | | 2 0, 0 0 0 円 |
| | 休業 9 0 日以上 1 2 0 日未満 | | | 3 0, 0 0 0 円 |
| | 休業 1 2 0 日以上 | | | 4 5, 0 0 0 円 |
| 住宅 災害 見舞金 | 火災等 | 全焼・全壊 | | 1 0 0, 0 0 0 円 |
| | 自然災害 | 全壊・流失 | | 3 0, 0 0 0 円 |
| | 同居親族の死亡 | | | 1 0, 0 0 0 円 |
| 結婚祝金 | | | | 2 0, 0 0 0 円 |
| 出産祝金 | | | | 5, 0 0 0 円 |
| 入学祝金 (小学校・中学校) | | | | 5, 0 0 0 円 |
| 成人祝金 (満 2 0 歳) | | | | 5, 0 0 0 円 |
| 還暦祝金 (満 6 0 歳) | | | | 5, 0 0 0 円 |
| 勤続祝金 (10 年・15 年・20 年・25 年・30 年目各々) | | | | 5, 0 0 0 円 |

7. 特定退職金共済事業

所得税法施行令第 7 3 条に基づく「特定退職金共済団体」として、退職金共済事業を実施する。

<事業内容>

- ①加入対象事業所 船橋市内のすべての事業所
- ②加入対象年齢 1 5 歳以上 8 5 歳未満の従業員(パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む)
- ③掛金の負担 事業主の全額負担
- ④掛金の設定 1 口(1, 0 0 0 円)から 3 0 口(3 0, 0 0 0 円)まで
1 口単位で自由に選択できる。
- ⑤掛金の変更 加入後、途中での増額または減額の変更ができる。
(一定の制限あり)
- ⑥退職一時金 加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。掛金保証型の制度としている。
- ⑦退職一時金と年金との選択
1 0 年以上の加入者は、一時金または年金(1 0 年間)の
選択ができる。
- ⑧遺族一時金 加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を遺族に支給する。
- ⑨解約手当金 契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

8. 勤労市民センター管理運営事業

勤労市民センターは「勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資する」ことを目的として設立された施設である。

従って、勤労市民センターを活動の場として、勤労者や市民グループ等が行う健康づくりや文化活動を積極的に支援していく。

また、勤労者及び市民等が健康で豊かな人間性の形成、または、芸術等に触れ、癒される機会を提供することを目的として、勤労市民センターを活動の場とする市民グループ等と協働して自主事業を実施する。

<自主事業>

- a 体験教室 フラワーアレンジメントや手芸、太極拳等の無料体験教室を開催し、各種文化活動の場づくりの環境を提供する。
- b 健康づくり教室 エアロビクス等の体操教室を開催し、市民の健康づくりを推進する。
- c 発表会 当センターで活動しているサークルに発表する場を提供し、文化活動の活性化を図る。
- d コンサート 市民文化ホール、文化創造館きららと連携してコンサートを開催し、市民の文化・芸術に触れる機会を提供する。

<非常災害対策>

非常災害時における避難場所としての提供や地域住民との連携を図る。